

## 文化事業の島根県及び島根県教育委員会（教育委員会の所管に属するものを除く）の後援に関する内規

島根県環境生活部文化振興課

（趣旨）

第1 この内規は、各種文化事業の後援申請に対する島根県及び島根県教育委員会（教育委員会の所管に属するものを除く）の後援決定の基準を定めるものとする。

（定義）

第2 この内規にいう文化事業とは、各種団体の主催する音楽、演劇、美術、書道、写真、芸能等、一般的に文化活動と認められるものをいう。

（後援の対象となる要件）

第3 後援の対象となる要件は、次のとおりとする。

1 基本的要件

当該文化事業が、地域の文化振興に資する内容であること。

2 具体的要件

- （1）文化の普及振興を目的としており、その成果が期待されること。
- （2）地域的普遍性、広域性を持っていること。
- （3）明らかに営利を目的としたものであると認められないこと。
- （4）明らかに売名行為又は宣伝行為と認められないこと。
- （5）特定の宗教、思想の宣伝等が目的でないこと。
- （6）入場料等が、一般通念の範囲内にあること。
- （7）入場者等に制限が設けてないこと。

（後援の可否の判断）

第4 第3の1の基本的要件を満たし、かつ2の具体的要件を全て満たしている場合にのみ後援対象とする。